

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	3-1
許認可等の種類	公衆浴場の経営許可			
根拠法令条例等・条項	公衆浴場法第2条第1項			
許認可等の概要	公衆浴場の経営の許可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 普通公衆浴場並びに2以下に掲げるもの以外の公衆浴場</p> <p>(1) 普通公衆浴場にあつては、既設の普通公衆浴場との最短直線距離が350メートル以上有すること。ただし、河川又は湖沼があるため、実移動距離が著しく遠くなる等の場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 入浴施設内の換気、採光及び照明を十分に行うことができる構造又は設備を有すること。</p> <p>(3) 入浴者の衣類、下足その他携帯品を各人ごとに保管できる設備を設けること。</p> <p>(4) 脱衣室、浴室及び屋外の浴槽は、男女を区別し、その境界には隔壁を設けて、相互に、かつ、外部から見通せない構造であること。ただし、家族のみに貸切で利用させる等の場合は、規定の一部を適用しない。</p> <p>(5) 浴室には、通常の入浴者数に応じた十分な数の湯栓及び水栓を設けること。</p> <p>(6) 浴室には、通常の入浴者数に応じた十分な数の洗いおけ及び腰掛けを備えること。</p> <p>(7) 洗い場及びその排水溝は、汚水を滞留させない構造であること。</p> <p>(8) ろ過器を設置して浴槽水を循環させる場合は、次の基準に適合すること。</p> <p>ア ろ過器の1時間当たりのろ過能力は、当該ろ過器を使用する浴槽の容量以上であること。</p> <p>イ ろ過器は、逆洗浄その他の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出できる構造であること。</p> <p>ウ ろ過器の前に集毛器を設けること。</p> <p>エ 浴槽における原湯及び原水の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。</p> <p>オ 循環してろ過された湯水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。</p> <p>カ 浴槽水の消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設けること。</p> <p>(9) 回収槽を設置する場合は、回収槽内の湯水を浴用に供する構造でないこと。ただし、回収槽の位置又は構造が内部の清掃を容易に行えるものであり、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の湯水を消毒できる設備が備えられている場合は、この限りでない。</p> <p>(10) 打たせ湯又はシャワーを設置する場合は、原湯又は原水のみを用いる構造であること。</p> <p>(11) 浴槽に気泡発生措置等を備える場合は、空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。</p> <p>(12) 屋外に浴槽を設置する場合は、その浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽の浴槽水に混入しない構造であること。</p> <p>(13) 浴槽には、入浴者の見やすい場所に温度計を備えること。</p>			

<p>審査基準 (未設定の場合はその理由)</p>	<p>(14) 脱衣室又は浴室の入浴者の利用しやすい場所に飲料水を供給する設備を設けること。</p> <p>(15) 入浴者用便所は、男女それぞれの脱衣室等入浴者の利用しやすい場所にそれぞれ設け、流水式手洗い設備を備えること。 [以上、条例及び同施行規則]</p> <p>(16) 建築基準関係法令に適合していること。</p> <p>(17) 消防法令に適合していること。 [以上、昭和44年5月22日付け環衛第9,072号厚生省環境衛生課長通知]</p> <p>2 入浴設備を有する個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する公衆浴場</p> <p>(1) 個室には、適当な脱衣場所及び入浴者の衣類その他携帯品を保管できる設備を設けること。</p> <p>(2) 個室の有効面積は、おおむね8.25平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 個室の出入口は、幅0.9メートル以上、高さ1.8メートル以上とし、出入口の扉等は、適当な位置に内部を見通せる窓を設け、かぎを付けないこと。</p> <p>(4) 個室には、使用のつど浴湯をとりかえることができる浴そう又は湯及び水が出るシャワーを設けること。</p> <p>(5) 個室の照明用電燈は、一つのスイッチで全部を点滅できること。</p> <p>(6) 適当な広さの待合室を設けること。</p> <p>(7) 入浴者用便所は、入浴者の用に供する個室がある階ごとに、男女を区別して設け、流水式手洗い設備を備えること。</p> <p>(8) 1の(2)、(7)、(14)、(16)及び(17)に掲げる事項。 [以上、条例]</p> <p>[(7)中、(16)及び(17)は、 昭和44年5月22日付け環衛第9,072号厚生省環境衛生課長通知]</p> <p>3 主たる入浴設備が蒸気、熱気、砂その他湯水以外の公衆浴場</p> <p>(1) 浴室には、浴槽又は湯及び水が出るシャワーを設けること。</p> <p>(2) 蒸気等の温度を明示する温度計を入浴者の見やすい場所に備えること。</p> <p>(3) 1の(2)から(4)まで、(7)から(12)まで、及び(14)から(17)までに掲げる事項。 [以上、条例]</p> <p>[(3)中、(16)及び(17)は、 昭和44年5月22日付け環衛第9,072号厚生省環境衛生課長通知]</p>
<p>基準の制定根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例(昭和41年10月13日条例第49号) ・ 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例施行規則(昭和42年3月2日規則第5号) ・ 昭和44年5月22日付け環衛第9,072号厚生省環境衛生課長通知「旅館業、興行場営業及び浴場業に対する防火安全対策の強化について」
<p>標準処理期間 (未設定の場合はその理由)</p>	<p>10日</p>
<p>期間の制定根拠</p>	<p>—</p>